

○学生広報員の設置並びに運営に関する要項

第1章 総則

(目的)

第1条 学生の視点で学内の情報を外部に発信することにより、本学の認知度を高め、また、学生が本学教職員と協働して広報活動を行う事により、企画を立案し実行する能力、コミュニケーション能力、情報発信能力を向上させることを目的に、学生広報員（Student Publicity Assistant, 以下「SPA」という。）を設置する。

(要件)

第2条 SPA は、学生広報支援サークルに所属し、学生広報に関して興味を持ち、積極的に活動できる者とする。

第2章 登録等

(登録)

第3条 SPA として活動することを希望する学生は、学生広報員登録申請書（様式1。以下「登録申請書」という。）及び誓約書（様式2）を本学の広報の現状について分析し、大学の広報の在り方を検討する広報ワーキンググループ（以下「広報WG」という。）に対して提出するものとする。

2 SPA は登録申請書に記載した内容に変更があったときは、遅滞なく広報WGにその旨を連絡すること。

(承認)

第4条 広報WGは、前条の規定に基づき申請があった場合、速やかに審査を行い、その結果を学長に報告する。

2 学長は、前項の報告があったときは、広報WGの審査結果に基づき、SPAへの登録を承認する。

3 登録を承認した場合は、当該登録者に対し登録証（様式3）を交付するものとする。

(任期)

第5条 SPAの任期は、登録の日から当該登録の日の属する年度（次項において「登録年度」という。）の末日までとする。

(更新)

第6条 SPAは、登録年度の翌年度も引き続きSPAとして活動することを希望する場合は、登録年度の1月末日までに、再度、登録申請書を広報WGに対し提出するものとする。

2 前項の申請による登録の日は、翌年度の4月1日とする。

3 第2項の規定にかかわらず、同項に定める提出期間の経過後であっても、登録申請書を提出することは可能とする。

4 前項の申請による登録の日は、翌年度の4月2日以降となる場合がある。

(登録の抹消)

第6条 SPAは、登録の抹消を希望する場合は、広報WGに学生広報員登録抹消申請書(様式4)を提出するものとする。

2 広報WGは、前項の規定に基づき申請があった場合、速やかに審査を行い、その結果を学長に報告する。

3 学長は、前項の報告があったときは、広報WGの審査結果に基づき、登録の抹消を承認する。

第7条 SPAが次の行為を行ったときは、学長は直ちにSPAの登録を抹消し、SPAへの再申請は受け付けないものとする。

(1) 公序良俗に反する行為を行ったとき。

(2) 本学としてふさわしくない広報活動を行ったとして広報WGが認めたとき。

(3) 「茨城県立医療大学学生の表彰及び懲戒に関する規程」に基づき、停学以上の処分を受けたとき。

第3章 活 動

(リーダーの配置)

第8条 SPAは、SPAの互選によりリーダー1名を置く。

2 リーダーは、SPAの活動を統括するとともに、広報WGとの連絡調整にあたるものとする。

(活動内容)

第9条 SPAは、広報WGの協力のもとに、次に掲げる活動を自主的に行うものとする。

(1)自ら体験した以下の事柄についてのウェブ(Twitter, Facebook, Instagram等)上での公開

ア 本学教職員の学内及び学外における活動

イ 本学学生の学内及び学外における活動

ウ 創療祭等学内で発生する各種イベント

エ 学内の施設

オ その他学生独自の視点に基づく学校紹介

(2)SPAが中心となって構成した学生広報誌等の発行

(3)大学が行う広報活動への協力

(4)広報WGと協働した情報発信

(広報内容の事前確認)

第10条 SPAは、前条に基づく広報を行う際は、あらかじめ、広報WGに広報内容を報告し、確認を受けるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第 11 条 SPA は、外部に情報発信を行うにあたり、個人情報の取り扱いに配慮し、漏えい等の事案が発生しないよう留意することとする。

(活動報告)

第 12 条 SPA は、当年度の活動内容を年度終了後、速やかに広報 WG に対して学生広報員広報活動報告書(様式 5)により報告しなければならない。

附則

- 1 この要項は、令和 2 年 2 月 3 日から施行する。
- 2 この要項が施行される前に、広報 WG が既に受け付けた学生広報支援員登録申請書については、その効力は本要項に準ずることとする。